

改正の概要

・ 山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単償用）（No.42）

1 建設業法の改正に伴うもの（法律第49号）

現場の兼務ができる技術者を合理化したことにより、特例監理技術者を規定する条項が変更したことによるもの。（単年度用・単償用 第10条）

【新】建設業法第26条第3項ただし書

【旧】建設業法第26条第3項第2号

2 施行期日

令和6年12月13日

山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単償用）（N042）

山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単償用）の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。	
新旧対照表	
新	旧
（現場代理人及び主任技術者等） 第 1 0 条 省略 2 受注者は、建設業法第 2 6 条第 1 項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第 2 項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第 2 6 条の 2 に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。 3. 4. 5. 6 省略	（現場代理人及び主任技術者等） 第 1 0 条 省略 2 受注者は、建設業法第 2 6 条第 1 項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第 2 項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第 3 項ただし書に規定する監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第 2 6 条の 2 に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。 3. 4. 5. 6 省略

適用期日：令和 6 年 1 2 月 1 3 日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼をする工事から適用する。